随意契約及び比較見積省略理由書

工事名称：二級河川　牛滝川　災害復旧応急対応工事（Ｒ８明神橋上下流）
工事場所：岸和田市内畑町地内

本工事は、二級河川　牛滝川（岸和田市内畑町地内）において、令和８年６月２６日から２７日にかけての台風７号及び８号接近による降雨で護岸が崩壊したため、緊急工事を行うものである。

このまま放置した場合、今後想定される台風の襲来等による大雨時には崩落がさらに進み、沿川に多大な被害の発生が予測されるため、早急に被災箇所の復旧を実施する必要がある。

以上のことから、現在、主要地方道　岸和田港塔原線外　土木構造物修繕等工事（単価契約）（Ｒ７・Ｒ８岸和田土木事務所）を契約しており、緊急対応等で現場状況に精通していると共に、令和８年度の大阪府都市整備部土木工事災害時等施工能力事前審査認定業者である音揃技建株式会社と地方自治法施行令第１６７条の２第１項第５号による随意契約を行うものである。

また、大阪府財務規則の運用第６２条関係第２項１０号（修理、修繕、その他の対応で、直ちに機能の回復又は危険物の除去等の対応を行なわなければ安全性や業務に支障をきたすもの）により比較見積書の徴取を省略するものである。